

企画趣旨

西 平等

1 処罰か、赦免か

武力紛争における深刻な非人道的行為への国際的な対応に関して、国際刑事裁判所（ICC）に期待される役割と意義は大きい。集団と集団との強度の対立の中で生じた深刻な犯罪行為が、「主権の壁」に阻まれることなく処罰される仕組みを作り出すことで、「不処罰の文化」を克服できる。そうなれば、将来の政治指導者たちもその振る舞いを正し、結果として、残虐行為が未然に予防されることとなるだろう。また、裁判を通じて犯罪事実が明らかにされ公的に認定されることは、被害者の傷を癒し、分断された共同体を修復することに資するはずだ。さらには、偏狭で暴力的な民族主義や宗教的原理主義がもたらした凄惨な現実を人々に伝えて反省を促す歴史教育的な効果、もしくは、危機的事態においてさえ遵守すべき人道的諸規範についての知識を普及させる法教育的な効果もあるかもしれない。

他方、1980年代から90年代にかけて、ラテン・アメリカ諸国や南アフリカ、旧共産主義諸国における体制移行のなかから生まれてきた「移行期正義」の思想は、強制失踪や拷問などの過去の残虐行為について、行為者個人の刑事的責任追及によって法の支配を貫徹することに必ずしもこだわらず、むしろ、真実究明委員会（truth commission）

等の代替的な紛争解決手段を通じた平和的秩序の再構築を目指してきた¹⁾。このような考え方が、武力紛争時における違法行為への対応にも応用されてゆく中で、国際刑事法との緊張関係が明らかになってゆく²⁾。もちろん、「正義か、平和か」という原理的対立をいたずらに強調するのは非生産的だろう。しかし、代替的な紛争解決が、加害者による事実の告白と被害者による許しを通じた和解を重視し、ときに行方不明者に赦免（amnesty）を与えることを認める場合に、「処罰による平和」を目指す国際刑事法との軋轢が生じることは否定しがたい。このことは、単に抽象的・原理的な問いにとどまらず、具体的・実践的な問題に関わる。補完性原則に則って活動する国際刑事裁判所は、第1次的な管轄権を有する国家によって捜査され、訴追された事件については、それを受理しない（ICC規程17条）。したがって、代替的な紛争解決が、そのような捜査と訴追に当たり、国際刑事裁判所による審理を排除する効果を持つのかが、解釈上の重要な論点となっている³⁾。

このような「処罰か、赦免か」という問いは、移行期正義という関心の中ではじめて現れたのではない。今日では忘れられがちだが、近代国際法は、一方で、交戦に関する法規則を形成しつつ、他方で、講和条約において戦時の行為に関する一般的赦免（general amnesty）を定めることを常態とした。ウェストファリア講和（1648年）以来、

1) Ruti G. Teitel, "Transitional Justice Genealogy", *Harvard Human Rights Journal*, Vol. 16 (2003), pp.78-81.

2) クロス京子『移行期正義と和解』（有信堂、2016年）38-47頁。

3) 洪恵子「移行期の正義と国際刑事裁判」国際法外交雑誌111巻2号（2012年）40-41頁; Martha Minow, "Do Alternative Justice Mechanisms Deserve Recognition in International Criminal Law?: Truth Commissions, Amnesties, and Complementarity at the International Criminal Court, *Harvard International Law Journal*, Vol. 60, Issue 1 (2019), pp. 5-8.